

市民派クラブの中西智子です。会派を代表して代表質問します。

新型コロナウイルスは、私たちにさまざまな試練をもたらしました。コロナ禍の影響により日本経済が減速したといえるでしょうが、正確には、2018年10月から景気後退がはじまっていたにも関わらず、2019年10月に消費増税を断行し、その後のコロナ禍によって、さらに日本経済が減速してしまったという見方ができるのではないのでしょうか。しかし実態経済とは裏腹に、2月15日に発表された昨年10月～12月期のGDPは堅調さを示しています。今後、飲食関連・観光・交通等の落ち込みが予想される一方で、製造業を中心に上場企業では上方修正もおこなわれており、経済格差がさらに進むと考えられます。

そしてコロナ禍は、それ以前から社会的・経済的に厳しい状況におかれていた人たちの存在を顕在化させました。自己責任論が人々を追い込んでいることとあわせて取り組むべき課題です。

また人と自然との向き合い方や、人と人との関わることの大切さなどを、改めて考えるきっかけになったともいえます。

弱体化した医療や保健体制の問題など、問題が山積しています。

先般の、東京五輪・パラリンピック大会組織委員会会長の女性蔑視発言問題は、女性差別意識や、意思形成のプロセスが極めて不透明であることなど、日本社会の人権意識や民主主義の脆弱性を全世界に発信することになりました。

森友・加計学園問題や「桜を見る会」問題に続き、農林水産省や総務省幹部の接待問題等、政治不信を募らせる事件は後を絶たちません。政治を主権者にとり戻し、地方政治から変えていくために、地方自治と住民参加のまちづくりを進めていかねばならないと考えます。

私たちが願うのは「誰ひとり置きざりにしない社会」です。基礎自治体としての使命である「住民の命と生活」を守る観点から9項目について質問いたします。

1項目目、「新改革プラン」について、7つの課題について質問します。

1点目は、市民への説明と策定についてお伺いします。

昨年12月16日の夜、「新改革プラン（素案）」について、最初で最後の説明会が開催されましたが、当日の説明や会場からの質疑は予め公開を前提に録音されていました。しかし、市やFMタッキーのホームページ上で公開されたのはライブ録音ではなく、後日市が別途編集したものでありました。また参加市民からの切実かつ厳しい質疑と、それに対する市の答弁の部分は、質問内容を要約したものをタッキー816で読み上げるという不可解な放送でありました。現在はこの放送は終了していますが、市は名前を名乗った人の個人情報を守るためにこのような公表の方法をとった、と言い訳しましたが、発言者は、冒頭の司会者の説明により、後日公開されることを承知していたはずで、百歩譲って配慮が理由であったとしても、名前の部分だけ音声を消せば済むことではなかったでしょうか。さらに、現在、市のホームページには、市長のライブ動画はありますが、説明会時の質疑内容については、要約された文章しか掲載されていません。このような公表のあり方は「フェアではない」と落胆する市民の方々からの声をお聞きしました。あらためて、説明会時の質疑の録音を公開するつもりはないのでしょうか。ご答弁を求めます。

施政方針には「公明正大」とありますが、2月12日、パブリックコメントが公表されるより前に「新改革プラン」（以降、「プラン」という）が策定されました。順序が逆ではないでしょうか。パブリックコメントは612の個人や団体から、計1056件寄せられたとのことですが、2月22日の段階では、市のHPにはコメントの全文が公表されていませんでした。担当部署に確認すると、コメント件数が多く整理に時間を要するため、との回答でしたが、それでは「新改革プラン」はパブリックコメントを丁寧に精査することなく、市民の声を充分反映させずに策定したということになります。これでは「プラン」はほとんど「ありき」で進められている、と受け止めざるを得ません。

パブリックコメントは、未だに「プラン」そのものをよく知らない市民が圧倒的に多くなかで、その内容の重大さからか多数の意見（パブリックコメント）が寄せられましたが、市民の声を市長はどのように受け止められたのでしょうか。

1 2月議会の一般質問では、新改革プラン（素案）の説明については行革担当職員だけでなく、所管部署が丁寧に説明するよう庁内に周知し取り組んでいる、とのご答弁でありましたが、実際には十分に説明できない部署が散見されました。答弁どおりでないことは言うまでもありませんが、何よりも拙速な進め方であると言わざるをえません。

また、策定された「プラン」について、パブリックコメントには、もっと市内各所で説明会を求める意見が多数ありました。今後、「アウトソーシング計画」が策定されることになっていますが、緊急事態宣言が解除されたいま、ソーシャルディスタンスに配慮しつつ、市民の思いに応じて市民説明会を各地で開催すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

<市長答弁>

ただいまの、市民派クラブを代表されましての中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、大綱1項目目の「新改革プラン」についてのお尋ねのうち、1点目の「市民への説明と策定について」ですが、「(仮称)箕面市新改革プラン(素案)」に対するパブリックコメントを実施するにあたり、当時、全国的に新型コロナウイルスが感染拡大し、大阪府においても新型コロナ警戒信号に赤色が点灯していた中で、1回限りではありましたが、説明会を開催したり、市のホームページにプランの音声動画や質疑応答集、私自らがプランの考え方などを説明した動画を掲載するなど、可能な限り、素案について周知・説明するため、今までにない工夫を行ってまいりました。説明会の様子をタッキー816で放送した試みもその一つで、市からの素案の説明、参加者からの質問内容とそれに対する回答を放送することで新改革プラン(素案)と市の考え方を当日参加できなかった方や、より多くの市民の皆さまに知ってもらうために行ったものです。質問内容を要約したのは、ご質問された方がお名前だけでなく、ご自身の属性に関する情報や、お気持ち、お考えなども込めてお話しいただき、パブリックコメントをする立場としては有り難いご意見ですが、他の視聴者にお聞きいただくには、質問事項のみを取り上げ、それに回答する形式の方がわかりやすいと考えたからです。説明会当日の様子をライブ感をもって放送し

ていないことがフェアでないと言われることの意味がまったく理解できませんし、説明会の質疑の録音そのものを公開する予定はありません。様々な機会やツールを活用し、素案の内容を説明した結果、612人、1,056件という多くのご意見等をいただくことができたと考えています。

当初1月末に策定予定でしたが、このように多くのご意見をいただいたおかげで、新改革プランの策定に当たっては、市民等からのご意見を検討した結果、公立幼稚園の廃止については段階的に行うことや、民間保育園・幼稚園に対し今後取り組むべき支援策をプランに取り入れ、団体の統合については、市の説明が不十分で団体の廃止や業務縮小などと誤解を生んでいたことがわかり、あらためて関係団体に直接ご説明するなど、取り入れるべき意見は取り入れ、修正すべき点は修正した上で、新改革プランに反映しています。このように検討や調整に予想以上に時間を要したことから、予定より遅れて、2月15日に公表したものです。

なお、パブリックコメントに寄せられた意見の大多数を要約したものに対しては、『市民意見に対する市の基本的な考え方』にまとめて、公表しています。ご指摘のとおり個々のご意見の全文を同日に公表できませんでしたが、原文のままではご意見を寄せていただいた方が特定されるおそれのある情報が、随所にあり、その修正に時間を要したため、個々のご意見の公表が2月25日と遅れたものです。

新改革プランは今後の進むべき方向性を定めたものであり、今後は、この方向性に基づき市全体で取り組みます。具体的には担当部署が必要に応じて、議員各位並びに市民の皆さまに丁寧に説明してまいります。

2点目に市財政について質問いたします。

「プラン」では、箕面市財政の今後について「極めて厳しい行財政運営が強いられる」とあります。しかし、東洋経済「都市データパック」2020年度の全国「財政健全度」ランキングでは、全国792市のなかで箕面市は78位、大阪府下では33市中、4位と高位につけています。

なお、「支出が収入の範囲内に収まっているか」という収支は235位、「外部環境の変化があっても柔軟に対応できるか」を示す弾力性は137位、「支出を

「税収で賄えているか」という財政力は36位、「税収には安定した裏付けがあるか」を示す財政基盤は246位、「財政上の負担を将来世代に先送りしていないか」という将来負担は321位となっていて、総合評価偏差値は55.144と高い水準になっています。

新年度の当初予算における市税収入は、228億5900万円で、前年対比では8億4200万円、3.6%減とのことですが、減収分は、地方交付税や臨時財政対策債といった国からの補填があります。

地方財政対策もちろん、最小経費で最大効果が得られるよう、常に精査し、市民の福利に資する事業運営につとめなければなりません。箕面市の財務諸表が、コロナ禍による市税収入の減少で「危機的に」という表現がふさわしいほど変化するとは考えにくいのです。資産の状況や、将来的な老朽施設の更新の必要性など総合的に検証し、評価すべきではないでしょうか。今の時点でコロナ禍による影響が、数年にわたり続くと捉えるのは早計ではないでしょうか。先に述べた箕面市の財政状況は、2020年度のものですが、2021年度は、コロナ禍の影響を受けて大きく危機的に変化するのでしょうか。市の見解を求めます。

<市長答弁>

次に、2点目の「本市の財政状況」についてですが、コロナ禍に伴う市税の減収がもたらす市財政への影響は決して小さくありません。議員のご質問は、市税減収はあるが、他方で地方交付税や臨時財政対策債による国からの補填があるからトータルではそれほど収入は減っていないので、危機的に変化するとはいえないとお考えかと存じますが、これでは全く交付税制度を理解されていないと考えます。交付税制度は、どの地域に住む国民にも一定のサービスを提供できるよう財源を保証する制度です。例えば図書館については人口10万人の市では1館分のみ交付税制度の中で財源保償されていますが、それ以上の館があれば市が独自に財源を手当てする必要があります。この財源に使われるのが、基準財政収入額を算定するときに税収入から控除される25%のいわゆる留保財源です。しかし、当然税収入が減少しますと一定割合である留保財源も減少することとなりますので、税収入の減少が続けば本市独自で行っている質の高いサービスを続けていくことは不可能です。また、財務諸表につきましても、例えば貸借対照表においては、財政調整基金を取り

崩すことによる資産の減少、臨時財政対策債の増加や令和2年度における減収補てん債の発行などによる負債の増加が想定されます。市は道路、公園、学校をはじめとする膨大な公共施設を有しており、一般会計だけで2千億円を超える固定資産の規模からすると、8億4千万円の収減の与える影響は微々たる額に見えるかもしれませんが、しかし、その2千億円を超える固定資産の維持管理・更新にかかる費用は今後も必要となり、また、それら固定資産の多くは道路や公園など容易に処分して現金化できるものではなく、実態は見た目以上に厳しいものとして行財政運営に当たる必要があります。

3点目にアウトソーシング計画についてお伺いします。

アウトソーシング計画の策定は、専門家を交え、公開の場で協議されるのでしょうか。

また職員の定数は、今後さらに減らす方向ということなのか、それとも今後職員体制の強化が必要な福祉部門等があるなかで、差し引きした結果、増員を考慮しておられるのでしょうか。方向性について説明を求めます。

公立幼稚園の廃止の件について質問します。

「段階的廃止」とは、どのようなものなのでしょうか。4園を同時に廃止するのでしょうか。それとも例えば1園ないし2園を残しつつ、1園から数園の廃止を徐々に進めるということなのでしょうか。

また民営化による「質の高いサービス」とは、3年保育や給食、送迎バスなどのこと指すのでしょうか。公立幼稚園が力を入れている人権教育や地域交流、共生教育は「質の高いサービス」には含まれていないのでしょうか。

公立幼稚園の廃止撤回を求める保護者・市民らからの要望書には、独自に私立幼稚園での諸経費の実態調査の結果が報告されています。送迎バスや給食は有料サービスであり、制服代は公立園25,000円に対し、私立園は4万円台や高いところでは56,000円という園もあります。入園費については、公立は制服代だけですが、私立園は安い園で93,000円、高い園では136,000円と5倍以上です。

こういった実態について、市は説明資料に盛り込んでいません。中低所得世帯の切り捨てにつながることに、市の支援を行う、とのことでありますが、高額所得者以外は、公立園なみの費用負担になるというレベルの支援なのでしょうか。ここははっきりさせていただきたいので、明確なご答弁を求めます。

私立幼稚園からは、重度障害児の受け入れ体制を整えて、誰ひとり断わらないという確約を得ているのでしょうか。公立幼稚園が行ってきた同等以上の支援教育を、未来永劫、責任をもって行う、という確約の有無について、明確なご答弁をお願いします。

なお、公立希望者が減ってきたのは3年保育がないという要素が大きいと考えますが、たとえ需要が低いとしても、多様な市民に対して、多様な選択肢が保障されるべきであると考えます。

公立幼稚園を100%廃止した市はどれだけあるのでしょうか。また北摂7市での状況はどのようになっているのでしょうか。

そもそも公立幼稚園への市負担が民間の4倍といわれる要因は何でしょうか。国・府からの補助金の有無の他には、人権費部分が大いではないでしょうか。

なお提案として、茨木市では「公立幼稚園のありかた検討委員会」を立ち上げて、公立幼稚園の廃園やこども園化、3年保育など多様な課題を、公募の市民委員を交えて協議される場が設けられています。私たちは、公立幼稚園の廃園、保育所の民営化には反対の立場ではありますが、どのような結果に至るにせよ、就学前教育・保育のありかたについて、民主的に丁寧な議論を行うというプロセスが大事であると考えます。ゆえに箕面市においても保護者・行政・学識経験者等による検討委員会を立ち上げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

公立保育所においても、支援保育の司令塔であり最後の受け皿として、重要な役割を担っています。公立保育所の民営化拡大について、現在、市の公立保育所は西部・中部・東部に合わせて4所しかなく、そのうち稲保育所は2023年以降に民営化されようとしています。さらなる民営化を進めるということは公立保

育所を何所残そうというお考えでしょうか。

公立保育所では、手作りの安全な給食の提供や病児・病後児保育、民間では受け入れが難しい支援保育に取り組んできました。民営化により、どのようなサービスの良化がえられるのでしょうか。また民営化については、かつては保護者・市・事業者と丁寧な協議の場をもちながら進めてきた経緯がありますが、今後の民営化を進める際にも同様に考えておられるのでしょうか。

以上、ご答弁を求めます。

<市長 答弁>

次に、3点目の「アウトソーシング計画」についてですが、まず、専門家を交えた公開の場での計画策定について協議する予定はありません。そもそも「民間が担うことができるものは、民間に委ねる」ことは、財政運営基本条例第12条に定められています。重ねて申し上げますと、財政運営基本条例は、そうそうたる顔ぶれの専門家の皆さまから行政評価・改革推進委員会においてご意見を賜りつつ策定しており、アウトソーシングの推進については既に高度な識見を有する委員からのお墨付きを頂戴しています。

職員数につきましては、アウトソーシングにより市職員が担う業務量が減少しますので、業務量に比例して減少します。

<藤迫教育長 答弁>

大綱1項目目の「箕面市新改革プラン」についてのご質問のうち、3点目の「アウトソーシング計画」における「公立幼稚園の段階的な廃止」についてですが、どの幼稚園をいつ廃止するかについては、職員の定員管理を踏まえて決定していくこととしているため段階的に廃止することとしており、廃止の時期については、今後策定するアウトソーシング計画の中で整理していきます。なお、廃止にあたっては、保護者や児童が不安なく園生活を過ごせるよう、令和4年度入園児が卒園後に実施するなど、園児等に影響が生じないように調整を行い、丁寧に進めていきます。

次に、「民営化による質の高いサービス」についてですが、幼稚園についてみれば、私立幼稚園の補完的役割を行ってきた公立幼稚園で実施していなかった

3歳児保育、預かり保育、園バス送迎を含め、各園が建学の精神に基づいて実施している幼稚園教育があります。また保育所についてみれば、延長保育などのサービスメニューの拡充を図り、施設や子どもたちの活動など保育サービスの充実があります。なお、人権教育や地域との交流、共生教育についても、当然のごとく「質の高いサービス」に含まれると考えています。

次に、「私立幼稚園入園金等の保護者負担軽減策」についてですが、公立幼稚園を廃止するにあたり、公立では負担がなかった入園金等にかかる諸費用について、負担軽減を図るべく、困窮世帯に対する新たな就園奨励補助制度を検討しています。なお、新たな補助制度の対象や基準等については、現在検討中です。

次に、「支援を必要とする児童の確実な受け入れ」については、先の箕面政友会を代表されましての川上議員へのご答弁のとおりです。

次に、「他市の公立幼稚園の設置状況」についてですが、大阪府内において、公立幼稚園が設置されていないのは6市ですが、全ての市において公立認定こども園が設置されています。北摂7市では、豊中市のみ全ての公立幼稚園を公立認定こども園に移行したため公立幼稚園はありません。

「市の財政負担における公民格差の要因」については、私立幼稚園等に市が給付費を支弁するにあたっては、国府負担金として国から1/2を、府から1/4をその特定財源として措置され、市の負担は1/4であることに対し、公立幼稚園の運営費に対しては、それら特定財源が措置されず、普通交付税の基準財政需要額に参入されるのみとなっていることから市の一般財源の負担が大きくなっているものです。

次に、「就学前教育・保育のありかた検討委員会の設置」についてですが、先の川上議員へのご答弁のとおり、限られた財源の中で、「民間でできることは民間で」の方針に基づき、公立認定こども園の設置や公立幼稚園におけるサービスの拡大予定はないため、検討委員会の設置は考えていませんが、今後、公立幼稚園の廃止の検討を進めていくうえで、必要に応じて保護者等との丁寧な意見交換の場を持ちたいと考えています。

次に、「公立保育所を何所残すのか」についてですが、「限られた財源の中で、民間でできることは、民間で」の方針に基づき、すべての保育所について

民営化を進める予定です。

次に、「保育所の民営化により、どうサービスは向上するのか」についてですが、公立保育所の民営化により、在宅で子育てを行う保護者や様々な就労形態で働く保護者にとって安心感や利便性の高い一時保育、延長保育、休日保育など保護者ニーズに即したサービスの提供に加え、国府補助金等を活用した建替えを含む施設の老朽化対策や児童の安全性や衛生面などに配慮した施設改善が図られると考えます。

次に、「民営化の進め方」については、過去に実施した民営化と同様に保護者等と必要に応じて協議の場を持つなど、丁寧に進めていきたいと考えています。

4点目に団体統合について質問します。

パブリックコメントでは、団体統合について、(公財)国際交流協会(MAFGA)やコムカフェの存続を求めること以外に、どのような意見があったのでしょうか。

(公財)国際交流協会(MAFGA)と(公財)メイプル財団は、現在、健全な経営基盤とはなっていないのでしょうか。

12月議会の一般質問における市の答弁では、イベント等による集客事業という点で重複する事務がある、とのことでありました。しかし、MAFGAの多文化フェスティバルと、メイプル財団が主催する興行的事業とでは、ジャンルや対象、形態が異なるので、仮に情報交換できる部分があれば共有すればよいだけで、統廃合のための膨大な事務処理や打ち合わせに要す時間や手間の割には、得るものが大きいとは思えません。また統廃合後は組織が大きくなり、決済等にも時間がかかり、速やかな活動の妨げとなるのではないのでしょうか。

文化振興と国際交流の相乗効果とは具体的にどういうものか、説明を求めます。MAFGA及びメイプル財団の人員体制は統合された後も確保されるのでしょうか。MAFGA及びメイプル財団への出捐金はどうなるのでしょうか。統廃合したのちも原資としてそのまま継続されると考えてよいのでしょうか。

以上、明解なご答弁をお願いいたします。

<市長答弁>

次に、4点目の「団体の統合」についてですが、MAFGA やコム・カフェの存続を求める以外の意見としては、大別すると①両財団の統合によるメリット・デメリットをきちんと示すべき、②それぞれの財団がもつ個性・機動性が失われる、③規模縮小・予算削減のためのみではないのか、④設立趣旨が違う、⑤団体職員の雇用確保といったものでした。

次に、「両財団の経営基盤の状況」及び「文化振興と国際交流の相乗効果」については、先の箕面政友会を代表されましての川上議員へのご答弁のとおりです。

次に、「両財団の経営状況」については、令和2年第2回定例会でご報告したとおりです。

次に、「両財団の人員体制について統合された後も確保されるのか」については、統合による総務部門は効率化されますが、両財団の事業の縮小は全く考えていません。

次に、「統合した後の出捐金」についてですが、両財団を統合する手法としては、「新設合併」と、「吸収合併」、また、一方の財団の事業をすべて片方の財団に承継し、承継後、財団解散する方法の3つがあります。「新設合併」「吸収合併」の場合、基本的には権利義務、出捐金等の財産はそのまま継続され、財団が解散した場合、出捐金等の財産は定款等に基づき清算されます。

5点目に公共施設の再配置、公有地の活用についてお伺いします。

市有財産の活用についてですが、売却・貸付が可能な市の資産状況はどのようになっているのでしょうか。直ぐに可能なもの、北大阪急行線延伸後のもの、貸付など現契約終了後までに活用方法を検討するもの、公共・公益目的で活用するもの、それぞれの施設や市有地と現時点での評価額をお答えください。

次に、大阪大学箕面キャンパス跡地の活用についての公募は、敷地を全部まとめてなのか、それとも部分的でもよいとお考えなのでしょうか。活用のコンセプトメイキングは事業者任せなのでしょうか。市が考えるまちづくりのコンセプトはないのでしょうか。跡地利用は、市民サービスが提供できる公共・公益目的での活用なのか、それとも民間が収益を得ることが目的なのかなど、市長のお考え

をお示しく下さい。

次に、グリーンホールの撤去費用、及び新庁舎建設のための規模感、及びその費用は概算でどれくらいであると試算しているのでしょうか。

健康福祉部の移転は市民からの要望があったから、決めたのでしょうか。それはいつ、どれくらいの件数なのでしょうか。逆に現在の場所は、例えば、市社会福祉協議会にも近く、連携した支援体制が図られているケースが少なくありませんが、現在の場所を望む市民の声については、どのように考えておられるのでしょうか。

箕面市が先進的に実践してきた「明日にはばたくライフプラザ計画」いわゆる保健福祉施設総合計画にもとづく保健・医療・福祉機能の充実と連携体制の形が変わることについて、保険医療福祉総合審議会に諮問や報告をしないのは何故でしょうか。

また退去したあとの床は、どのように活用を考えておられるのでしょうか。

さらに、市民の利便性の観点から考えると、市選挙管理委員会や監査委員事務局こそ、市庁舎にある方が良いと思われそうですが、どのように検討されているのでしょうか。

教育センター・萱野南図書館は1993年に開設した築28年のまだまだ活用できる建物であります。使える建物を利用しないで、新しいものを造る、あるいは移転先を改装するというのはとても無駄であり、非常に勿体ないことであると、あらためて指摘させていただきます。

さらに移転後の跡地利用をどのように考えておられるのでしょうか。市長の構想をお聞かせください。

教育センターに保管されている資料等については、どのような扱いになるのでしょうか。例えば民間団体から寄贈された教材等、仮に学校現場で引き取らない場合は、廃棄処分されるのでしょうか。その場合は、寄贈してくれた団体が希望すれば返却がかなうよう、要望させていただきます。

「駐車場の再配置・集約化」とはどのようなものを考えているのでしょうか。

高齢者や障害者をはじめ、車の利用を余儀なくされておられる方がたは少なくありません。グリーンホール会議室を利用される市民の方が「自分は脚が不自由なので車で移動できなければイベントなどには参加しにくい。駐車場が無料なのは、年金生活者にはありがたい」と仰っていました。本庁舎等の駐車場が有料化になれば、それが大きな負担となる市民にとっては、外出抑制にも繋がるでしょう。このような市民サービスの後退は、サービス向上を目指す「新改革プラン」のコンセプトと矛盾するのではないかと考えます。

<市長答弁>

次に、5点目の「公共施設の再配置、公有地の利用」についてのお尋ねのうち、「市有財産の活用」についてですが、対象とする施設や土地は21カ所で、総面積は約14万㎡です。その内、売却可能な土地16カ所の総面積は約1万8千㎡で、路線価を参考に算出した総評価額は約20億4千万円です。

次に、「阪大跡地の活用」についてですが、先の川上議員へのご答弁のとおりです。

次に、「公共施設の再配置、公用地の活用」についてですが、公共施設の再配置については、検討を始めたところであり、移転する場合の施設の規模や概算費用等も含め、現在のところ具体的にお示しできるものではありません。

次に、「健康福祉部の移転についての市民からの要望」についてですが、件数などの記録はありませんが、窓口での対応の中で「本庁に健康福祉部が配置されていれば良いのに」との声を頂戴しています。現在の場所を望む声もあるとは存じますが、健康福祉部に限らず、関連する部局が同一場所にある方が良いと考えております。

また、箕面市保健医療福祉総合審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる機関であり、部局の配置についてのご意見を聞く機関ではありません。

次に、「移転した場合のライフプラザの活用」についても検討中であり、現在のところ具体的にお示しできるものではありません。なお、現在ライフプラザ内にある選挙管理委員会事務局と監査委員事務局は、健康福祉部が移転するとなった際には、健康福祉部とともに移転することになると考えています。

次に、「教育センター・萱野南図書館の跡地活用」についてですが、北大阪急行線の延伸に伴うニーズ等を把握しながら有効活用するよう検討してまいります。

次に、「市役所駐車場の再配置・集約化」についてですが、施設の再配置にあわせ、来庁者の利便性を考慮した駐車場の最適配置を検討するとともに、有料化により公共交通利用の促進、及び受益者負担の適正化を図るものであり、市民サービスの後退との指摘は全く当たりません。

<藤迫教育長 答弁>

次に、5点目の「公共施設の再配置、公有地の活用について」のうち、「教育センターに保管されている資料等の取り扱い」についてですが、教材資料については、教職員1人1台のタブレット端末などのICT環境が整備されて容易に入手できることや、教材資料のニーズが多様化してきて、必ずしも教育センターで一括管理する必要がなくなってきたことから、移転後の教材資料の貸出については、必要最小限の形で継続します。寄贈された教材資料についても同様に、教職員の意見を聞きながら取捨選択して整理し、学校などへ移管していきたいと考えています。

6点目に、新市立病院についてお訊ねします。

審議会のスケジュールが短期間すぎるのではないのでしょうか。ありかた検討の成果物が出来上がるのは3月中とのことなので、次回4月3日の協議会において、その成果物を読み込んで協議する時間が充分とは思えません。もっと丁寧な進め方を求めます。

「プラン」に示されている新市立病院の移転建て替えについては、基本的に建設費用の50%を市立病院が負担するという前提の資料が添付されています。市立病院が本来なら50%負担するという市の具体的説明はなかったと認識していますが、この件について、いつどこで議論されたのでしょうか。

市立病院の地方交付税算定について、基準財政需要額のうち、市立病院分が約3億円強算定されています。これまでも議会で議論になってきましたが、せめてこの算定額相当分は、国も繰り入れ相当とみなしていることでもあり、法定繰入として市一般会計から繰り出すべきではないのでしょうか。

また近隣市や府下の自治体病院においては、一般会計から7億円～20数億円の繰り出しをおこなっています。地方公営企業法・全部適用に切り替えた時点とは、国の政策が大きく変わったこともあり、黒字化が難しい要素が多分にあります。そもそも他市のように、市からの繰り出しが適切に行われていたら、赤字になることは無かったであろうと考えています。

今回のコロナ禍でも分かるように、公立病院の役割は今後さらに重要になってきます。公立病院のミッションについて、市長ご自身はどのように考えておられるのでしょうか。見解を求めます。

<市長答弁>

次に、6点目「新市立病院」についてのお尋ねのうち、「新病院の整備費用の病院負担率50%」についてですが、これは総務省が定める病院事業の建設改良にかかる地方公営企業繰出基準に基づくもので、現段階で議論の対象になるものではありません。

次に、「一般会計から病院事業会計への繰出」についてですが、先の川上議員へのご答弁のとおりです。

次に、「病院事業会計への繰り出しが適切に行われていれば、赤字になることはなかったのでは」とのことですが、令和元年度決算ベースでは、病院事業における地方交付税に係る基準財政需要額相当額3億2千万円を繰り出したとしても、約8億9千万円の赤字、資金不足額においても約3億円となっており、議員ご指摘の点には全くあたりません。

次に、「公立病院のミッション」についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国において新興感染症への対応等の見直しが議論されていることから、今後国や大阪府の動向に注視しつつ、新市立病院整備審議会において、新病院の役割と担うべき医療の範囲と機能について議論を進めます。

7点目に、全事業の点検についてお訊ねします。

市立病院跡地に新設予定の（仮称）船場小学校整備の再検討について質問いたします。

「施設一体型の小中一貫校建設も視野に入れる」、とのことでありますが、2020年第1回定例会において、(仮称)船場小学校の設置を明記した「箕面市立小・中学校設置条例の改正」が議決されています。議決の重みというものをどのように受け止めておられるのか、見解を問います。

この船場小学校の整備予定に伴い、全市的な校区調整について通学区域審議会や、自治会・青少年を守る会・PTAなどの参画によるワークショップにおいて約3年がかりで激論を交わしながら、答申がまとめられました。その答申を受けて、市は方針を決定したのです。それをいとも簡単に覆すに足る、合理的な説明がなされていません。この間の経緯について、まったく尊重されず、市長が変わったのでゼロに戻す、という市政運営は、市民の政治不信を招き、市民参画や市民協働の後退が必至であると思われれます。あまりにも損失が大きいと考えますが、見解をお聞かせください。

また、小中一貫校を建設する場合、5中と近接することになりますが、この問題をどのように考えておられるのでしょうか。

そもそも、施設一体型の小中一貫校の成果や課題等の総括や評価をきちんと行うのが先ではないのでしょうか。ご答弁を求めます。

<藤迫教育長 答弁>

次に、7点目の「全事業の点検」について、船場小学校整備の再検討についてですが、先の川上議員へのご答弁のとおり、新病院の方向性を待ちたいと考えています。なお、施設一体型の小中一貫校を含めた小中一貫教育の成果等については、定期的に小中一貫教育推進連絡会などで検証しています。

2項目目に、持続可能なまちづくりについて2点質問いたします。

1点目に、緑や自然を大切に作るまちづくりについてお聞きします。

2021年度から、ゆずる堆肥の製造を中止することについて、循環型社会形成を進めるとする市の理念との整合性について説明を求めます。

次に、クリーンセンターの管理運営について、世代交代と人材育成に関する対策は、これまでも議会で議論を重ねながら、現在の体制になっていると認識して

います。民間委託による管理運営をしっかりとチェックできる職員を残すという体制を、今後も堅持されると考えて良いのでしょうか。

次に、「市街化調整区域における違反物件」はどれくらいあるのか、お示しく下さい。

次に、川合・山之口の面整備、及びモノレールの新駅整備について、都市計画道路との関連は、どのように整理されているのでしょうか。説明を求めます。

みどりを活かした野外活動と公園都市のリニューアルについての質問です。

「新稲の森」はサウディング調査の結果「恵まれた保全自然環境との融合や調和、環境保全土地活用に多くのニーズがあることがわかった」とあり「貴重な山林を保全しつつ山とつながった教学の森野外活動センターの活用とあわせ、整備、運営に民間事業者の力を最大限活かせるように検討をする」とのことですが、文教常任委員会では市長は教学の森での「モトクロスなどの新しいスポーツを市民のニーズにあった形で検討していく」というようなご答弁をされました。

教学の森は、教育委員会の管轄です。設置条例には「自然体験及び、野外活動を通して、健全な青少年の育成その他の生涯学習の用に供する」とあります。一方、新稲の森はみどりまちづくり部の所管であるため、どのように活用を併せるのでしょうか。

また、施政方針には「山と繋がった野外環境」とありますが、教学の森と新稲の森は、森林の一部で繋がっているだけです。この森林を伐採して繋げるのでしょうか。どのような構想なのか、説明を求めます。

次に、唐池公園のリニューアルについて伺います。老朽化した木製遊具に代わるシンボルとなるような大型遊具を設置するとのことですが、どのような材質のものなのでしょうか。この木製遊具は1975年、唐池公園を開設するにあたって府内に先駆けて、児童が描いた絵をもとに造られた複合遊具です。つり橋が人気を呼び、当時、他市からも利用者が殺到したと言われていました。現在もこの吊り橋の人気は衰えていないようです。

森林環境譲与税がみどり推進基金に積み立てられていますが、昨年度と今年度

末とを併せて、森林環境譲与税は約1900万円の見通しとなっています。森林環境譲与税は、私たち市民が目的税として納めたものを自治体に還元されているものです。この譲与税の使い道として、森林保全活動を担っている市民団体を支援する費用として使う、あるいは他市の事例収集を研究する、木材利用の促進や普及啓発を行う、という項目があります。子どもたちが遊ぶ遊具に活用することは使途として適しているのではないのでしょうか。森林を保全するためにも、唐池公園の遊具には無機質な素材ではなく、今回も木製遊具とすることを提案いたします。市長の見解をお伺いします。

次に芦原公園のカフェについての質問です。現在、芦原公園がどのように使われていると把握されておられるのでしょうか。芦原公園は1,22haありますが、池周辺の通路も含まれており、それほど広くはありません。今回カフェ誘致のための公募手続きを進めるとのことですが、どれくらいの規模のカフェを検討しているのか説明をお願いします。利用者市民も含め、市民にアンケートなどを取った結果での施策化なのではないのでしょうか。市民の声をどのように聞いているのかを問うものです。また、芦原公園はメイプルホールに隣接しており、その中には障害者事業団が運営するカフェがありますし、周辺には複数のカフェがあります。事業団のカフェや民業を圧迫することについての見解を求めます。

次に、環境政策について伺います。

3月2日、政府は温室効果ガスの排出削減を目的とする地球温暖化対策推進法の改正案を閣議決定しました。「2050年までに脱炭素社会を実現」という目標が基本原理として明記されています。

また喫緊の課題である気候変動の問題を、自分ごと化して取り組む自治体がじわじわと広がってきました。市が先頭に立って意思表示を行い、市民を巻き込んで、見える形での市全体の取り組みについて、どのように考えておられるのでしょうか。ご答弁を求めます。

<市長答弁>

次に、大綱2項目目の「持続可能なまちづくり」についてのお尋ねのうち、1点

目の「緑や自然を大切にすまちづくり」についてですが、まず、「ゆずる堆肥」の製造中止は費用対効果の観点から決定したものであり、循環型社会を推進しようとする姿勢に変更はありません。

次に、「環境クリーンセンターの管理運営」については、平成30年10月から導入した包括運営委託により、日常的な管理から機器類の更新までを受託業者が責任をもって行う一方、委託更新の際や、事故・災害時等のリスクヘッジとして、市が一定の技術的知識を維持しています。

次に、「市街化調整区域における違反物件」についてですが、現時点で大阪府から違反物件として引き継ぐ件数は24件となります。

次に、「川合・山之口の面整備とモノレールの新駅整備」についてですが、川合・山之口地区のまちづくり、モノレールの新駅整備、都市計画道路の整備については、それぞれに個別の実施目的がありつつも、実現すれば相乗効果をもって東部地区の活性化に資するものと考えています。

次に、「みどりを活かした野外活動」についてですが、教学の森野外活動センターの設置目的を踏まえつつ、青少年に限らず多くの世代の方が楽しめる整備・運営となるよう市と教育委員会が連携して進めてまいります。

なお、活用の構想や具体的な整備内容は、今後、民間事業者へのヒアリング等を通じ検討を進めてまいります。

次に、「公園のリニューアル」についてですが、唐池公園にある大型の木製遊具は老朽化が進んでいるため、同規模の遊具に更新する予定ですが、素材を含め詳細については未定であり安全性や維持管理面、費用等を考慮し遊具の選定を行います。なお、森林環境譲与税は、みどり推進基金に積み立てた上で、山麓保全推進事業などの財源として森林保全のために活用しており、公園リニューアル事業の財源とする考えはありません。

次に、「芦原公園へのカフェ等の設置」ですが、芦原公園は芦原池周囲の散策や犬の散歩、広場でのボール遊び、遊具の利用など多くの方が利用される人気のある公園と認識しています。カフェ等の規模感については、事業者へのヒアリングを実施したうえで、他の公募条件とあわせ検討を進めてまいります。

なお、集客力の高い芦原公園に民間事業者によるカフェ等を設置することで、公園施設の充実、市民満足度の向上、提案によっては管理費用の軽減にもつながるこ

とから検討を進めているところであり、議員が仰るアンケート等を実施する予定はありません。

また、民業圧迫との指摘ですが、そもそも民間事業者による民設民営のカフェ等の設置を想定しているので、ご指摘はあたりません。

次に、「環境施策」についてですが、令和2年第4回定例会で増田議員への一般質問で答弁したとおりです。

2点目に、水道事業企業団との統合についてお聞きします。

昨年 月 の建設水道常任委員会における、統合についての質疑で市は次のように答弁されています。「市の考えとして、将来、給水人口が減少していくことや、施設の維持管理経費が増大していくことなどを考えると、大阪全体の規模のメリットを生かすという将来的にはそうなっていくという気はするが、箕面市は健全経営を維持しており、基本実施計画もあり、統合を具体的に検討する判断をする段階ではない。」また大阪広域水道事業団からの各水道事業体の統合に向けた経営シミュレーションに関するアンケートにも「希望しない」と回答されていました。

市長が交代したとは言え、現在「基本実施計画」も進められており、経営状況が悪化したわけではないにも係わらず、「水道事業府域一元化に向け、大阪水道企業団との統合を協議、検討する」というふうに、大きく方向転換する方針にいたった経過と今後の具体的な進め方について、説明を求めます。

<市長答弁>

次に、2点目の「大阪広域水道企業団との統合」についてですが、本市において、一元化の必要性を認識しているとの姿勢は、これまでと何ら変わりはありません。

現在、健全経営を維持している本市水道事業においても、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増大等、全国の水道事業が直面している諸課題への対応を迫られることを考えると、経営の悪化を防止するためにも、健全経営を維持している現段階から、大阪広域水道企業団との統合に

向けて積極的に取り組もうとするものです。

今後、大阪広域水道企業団や近隣市との協議・調整を進め、本市にとって最適な統合のあり方を見定めていきます。

3項目目に、新型コロナウイルス感染症への対応について質問いたします。

コロナ禍の影響を受けた方々への「新たな支援策」とは、どのようなものでしょうか。

またコロナ禍による具体的な課題もあわせてお聞かせください。

介護・障害者事業所については、昨年、アンケート調査が実施されました。このアンケート結果から得た様々な課題についての対応策をお伺いします。また介護・障害者事業所以外の、市民への影響については、どのように把握されているのでしょうか。

大阪府をはじめ、関西では3月1日に緊急事態宣言が解除されましたが、箕面市内で感染した方々が、どれくらい完治されたのか。あるいは亡くなられたのか。感染経路がどれくらい把握できているのか等々の市ごとの感染者情報は都道府県によってばらつきがあり、大阪府では府全体としての情報しか公表されていません。個人情報に抵触しない範囲で、市内の状況について把握できるよう、国・府に求めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

今後も、ウイルスの発生が想定できます。このたびは市民の保健・衛生をしっかり支える保健所の役割の大切さをあらためて痛感しました。箕面市内に保健所の誘致を働きかける件は、どのようになっているのでしょうか。ご答弁を求めます。

<市長答弁>

次に、大綱3項目目の「新型コロナウイルス感染症への対応」についてのお尋ねのうち、1点目の「新たな支援策」についてですが、公共交通事業者や保険薬局への支援策の関連予算を本定例会においてご提案しているところです。

次に、「介護・障害者事業所の課題への対応策及び市民への影響の把握」についてですが、市が令和2年8月に実施した事業所アンケート調査の結果からは、おもに衛生用品の確保、職員の確保、感染に対する不安及びサービス利用者の減少に伴う

事業収入や障害者の就労継続支援事業所における工賃の減少といった事業運営面における課題が挙げられました。

これに対し市としては、市備蓄品や寄贈品などを活用した衛生用品の提供を行うとともに、国・府補助金による、事業所のかかり増し経費支援や、人員基準等の臨時的取扱い等について周知を行い、その活用促進を図っているところです。

また、職員の確保については、入所系の社会福祉施設等において多くの職員が陽性者となり、法人内での対応が困難となった場合においてもサービスの継続運営を確保するため、大阪府が実施する応援職員派遣制度を事業者が迅速に活用できるように、制度の周知を図るとともに市内事業所における感染状況の把握に努めています。

さらには、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を未然に防止するため、本年2月から市内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して、市立病院の感染管理認定看護師等の職員が訪問し、感染防止対策の現状を確認して、適切なアドバイスを行っています。

次に、市民への影響の把握についてですが、高齢者については、外出控え等による身体機能及び認知機能への影響が懸念されるため、地域包括支援センターやケアマネジャーが相談に応じ、必要な介護サービス利用や要介護認定申請につなげています。障害者市民については、基幹相談支援センター、相談支援事業所や、障害当事者団体からの要望等を通じて把握に努めています。

次に、「箕面市内の感染状況について」ですが、市では、ホームページにおいて「市内の感染症患者の発生状況」を掲載しています。また、死亡数については、府全体の統計として府ホームページに掲載されています。

保健所の誘致につきましては、昨年9月25日の民生常任委員会での答弁にかわりはありません。

4項目目に、北急延伸事業関連とまちづくり等について質問いたします。

「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）」の整備について、伺います。

債務負担行為約2億5700万円についてですが、これはどのような施設を整備

するのでしょうか。事業の位置づけをはじめ場所や規模、内容等の構想をお示しください。これまで度々、担当部局に説明を求めてまいりましたが、常に「未だわからない」とのことでありました。そのような状況のなかで今定例会において突然、債務負担行為が提案された。この債務負担行為は整備費の一部を補助するとありますが、整備主体はどこでしょうか。また補助は整備費の何%なのでしょうか。

同センターの関係者連絡協議会の議事録は、2017年9月14日付以降のものが市HPに掲載されていません。協議会はこの4年間開催されていないのでしょうか。もし開催されているなら市HPに公開しないのは何故でしょうか。現状はとても不透明であると言わざるをえません。

2017年9月の議事録には、「今後の取り組みについて」記載されており、スケジュールについては、2017年の夏頃までに具体的な用途や経済条件を確認して、2018年度には設計を、2019年2020年年度には工事を進めていく。とありますが、これまで市からの具体的な説明は一切ありませんでした。同センターの基本設計等の進捗はどのようになっているのでしょうか。

なお、箕面市の役割については、「関係機関、関係団体等と連携し、国の交付金の確保等、センターの設立・運営の支援策とともに、センターを活用したスポーツと健康のまちづくりに資する各種施策を検討する。」とあります。これは「国立大学法人大阪大学院医学系研究科、大阪船場繊維卸商団地組合及び箕面市との間における関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）設立に関する覚書」に基づくものでありますが、センターの構想はどのようなものであり、箕面市はどのような施策を講じる予定なのでしょうか。

またこの事業は地権者が、ヘルスケア総合センターを収益施設として計画する前提となっています。つまり、ビジネスとしての位置づけだと理解できますが、民間の営利事業に、市税を投入することについて法的な根拠を含めて、どのように位置づけておられるのでしょうか。また現状の進捗状況と今後のスケジュールについて説明を求めます。

<市長答弁>

次に、大綱4項目目の「北大阪急行線延伸事業関連とまちづくり等」についての

お尋ねのうち、1点目の「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センターの整備」についてですが、同センターでは、大阪大学の医学系研究科の研究組織が実施する医科学研究やスポーツを通じた健康増進のための取り組みを参画企業とともにさらに発展させ、健康寿命の延伸に資する拠点となることを目指します。

平成26年2月に関係者連絡協議会を発足後、計画の具体化に向けて全4回にわたる協議会を開催し、同センターの設立構想の検討や関係者の役割などについて協議、確認を行いました。

現在、その構想の実現に向けて、大阪大学、船場団地組合が中心となり、ミズノ株式会社をはじめ参画企業と検討を重ねているところです。

同センターは、船場東三丁目の市道小野原豊中線に面し、現在は店舗と駐車場に活用されている土地を予定しており、大阪船場繊維卸商団地協同組合が所有していることから、同団地組合が整備主体の中心となる前提ではあるものの、民間活力を最大限に活用するため、複数の事業スキームを検討しているところです。

また、同センターの整備は、都市再生特別措置法第46条第1項に規定する都市再生整備計画に基づく事業に位置づけており、国の補助金制度を活用することができます。補助の対象は同センターに整備する予定の診療所等の医療施設で、補助率は1/2です。

同センターは、施設内で実践される大阪大学の医科学研究と連携することで、トップアスリートの運動器検診やリハビリ指導実践などにより蓄積したデータを基に、予防医学研究を進め、運動機能の低下防止や介護予防の取り組みを、一般住民に広く還元する考えです。

なお、現在の構想では、同センターのなかに、ベンチャー企業等のインキュベーション機能をもつスペースも確保する方針で、検討を進めています。

今後、同センターが船場団地におけるヘルスケアの拠点となるよう、その具体的機能や広さ、事業スキームなどを確定させた後、設計、建設等を行う事業者の募集、選定を行い、鉄道延伸後、可能な限り速やかに施設をオープンできるよう、取り組んでまいります。

次に文化芸能劇場の運営について、北急延伸工事が3年遅延しているため、3年間は「指定管理料支払い方式」を採用するとのことですが、仮にウイルス対策

が3年後も必要である場合などは、「独立採算方式」は難しいのではないのでしょうか。またそのために、良い市民サービスが叶わないことに繋がるのではないかと危惧します。例えば指定管理者・キョードーファクトリーは、他の自治体のホールの管理・運営も担っておられますが、自治体からの補助があるホール運営とでは、人員体制がかなり異なると聞いています。箕面市ではどのような体制なのでしょう。公の文化ホールとしての役割がしっかり果たされるのでしょうか。市民が企画しやすいような資料・情報提供や、企画相談などの体制は、しっかり図られると考えてもよいのでしょうか。

市民の文化芸術活動の推進策、人や文化の交流、鑑賞者の育成等はどのように考えておられるのでしょうか。

文化芸能劇場の指定管理者と、(公財)メイプル文化財団との協働体制はどのようなになっているのでしょうか。

また市民が安価な料金で鑑賞できる体制が整えられているのでしょうか。以上、ご答弁を求めます。

<市長答弁>

次に、2点目の「文化芸能劇場の運営」についてですが、新型コロナウイルス感染症対策が3年後も必要である場合、独立採算方式は難しいのではないかとのことですが、箕面市周辺には駅直結の公共ホールは他になく、最新の設備を備えた文化芸能劇場は他の公共ホールより興行を誘致しやすい条件にあることから、指定管理者である株式会社キョードーファクトリーが豊富な興行誘致の実績を生かし、独立採算による運営がなされるものと考えています。なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種が今後進むことによって、収束が図られていくと理解しております。

また、キョードーファクトリーが指定管理料によって管理運営を行っている他のホールと文化芸能劇場とでは人員体制がかなり異なるとのこと。しかし、他のホールは文化芸能劇場とは異なり、ホールだけでなく会議室や展示スペースなどを併設する複合施設であるため、受付等の人員が多く配置されています。なお、市民からの利用にあたっての各種相談等には館長を始め他のホール等での経験豊富なスタッフが対応する予定です。

市民の文化芸術活動の推進や、文化交流、鑑賞者の育成、市民が安価な料金で鑑賞できる体制については、鉄道開業までの時限制度として、市民文化芸術振興助成事業を創設し、多くの市民の方に劇場を利用していただく「きっかけづくり」を行います。

なお、文化芸術劇場の指定管理者はメイプルホール運営事業者と連携を図り、市民の芸術振興に努めることが、新文化ホール運営・維持管理業務等要求水準書にも示されており、相互連携により本市における文化芸術活動の振興に大いに寄与されていくものと考えています。

次に、北大阪急行線延伸工事についてですが、「市長に就任する以前より、事業者から本市に対する事業費増額の申し出が何度もあった」とはどのような意味でしょうか。またそのような事実を公表してこなかった理由が不明であります。府議会ではオープンになっていたのでしょうか。工事費の増額分については、2014年の4者での基本合意書にはリスク負担が示されており、「第7条 建設費が600億円より増嵩した場合は、600億円を超える費用のうち国費を除く残額を乙が負担するものとする。」とあり、乙、すなわち箕面市の負担が明記されています。「誰が負担すべきなのか」決まっていない項目とは何を指すのでしょうか。明解な説明を求めます。

<市長答弁>

次に、3点目の「事業者からの事業費増額の申し出」についてですが、大阪市高速電気軌道(株)から令和2年2月以降に、数度にわたり増額の申し入れがありました。

また、北大阪急行電鉄(株)からは、令和元年7月、今後の概算額が示され、令和2年7月に、増額の申し入れがありました。

なお、これらの工事費用の増額申し入れについて、大阪府議会にて議論されたことはありません。

また、「北急延伸工事の事業費増額を誰が負担すべきか」についてですが、平成28年に締結した「北大阪急行線の延伸に関する基本協定書」第7条で費用負担について定めているものの、それは必要とされる事業費が適切な理由、根拠等に基づき、

真に整備工事として必要であると認められる場合であり、現在、それらを含めて、精査、協議を行っているところです。

5項目目に、行政運営について2点質問いたします。

1点目に「住民目線に寄り添って直ぐ動き、日本一親切な市役所」についてお聞きします。

所信表明からやがて6ヶ月が経とうとしています。所信表明において、市民相談に対し担当部局が複数あったとしても「ワンストップで迅速に対応する」市役所をめざすという決意をお伺いしました。その後の進捗はいかがでしょうか。説明を求めます。

<市長答弁>

次に、大綱5項目目の「行政運営」についてのお尋ねのうち、1点目の「たらい回しをしない窓口業務」についてですが、令和2年第3回定例会の代表質問で答弁したとおり、最初に相談を受けた職員が責任をもって対応し、市民の話も聞かずに他の窓口で“たらい回し”をすることのないよう、すべての職員が住民目線で仕事をする市役所、それが私の「日本一親切な市役所」のイメージであり、引き続き、職員の意識改革を進めてまいります。

2点目に、官製ワーキングプア問題の対応についてお伺いします。

大企業で先行して導入された「同一労働同一賃金」のルールが2021年4月から中小企業にも導入されることとなりました。これから策定されるアウトソーシング計画について、同一労働・同一賃金の原則が守られる体制が検討されると考えてよいのでしょうか。これまでもたびたび提案してまいりましたが、官製ワーキングプアを生み出してはいけない、という思いで質問しております。

次に、箕面市職員の非正規雇用数と雇用率を教えてください。

また会計年度任用職員数とそのうちの女性の割合はどのようになっているか、お答えください。

<市長答弁>

次に、2点目の「官製ワーキングプア問題への対応」についてですが、まず、箕面市職員の非正規雇用数と雇用率については、「非正規」をどのような概念で質問されているのか必ずしも明らかではありませんが、仮に任期の定めがある任期付職員及び会計年度任用職員を非正規とするならば、令和3年2月現在で、市立病院で直接採用された職員を除き、合計738人を任用しており、率としては、常勤職員、再任用職員を含めた職員全体の36%に相当します。また、会計年度任用職員の人数は574人で、そのうちの女性の割合は77%です。

次に、「アウトソーシングにおける同一労働同一賃金の保証体制」については、本市は労働関係の監督官庁ではありませんので、保証する体制を検討する立場ではありません。

6項目目に、教育・子育て子育ち・子どもの貧困について質問いたします。

施政方針にある「支援や配慮が必要な子どもに優しく寄り添い」とは具体的に施策としてどのようなものなのでしょう。支援を必要とする子どもの保育を、行政が保障していくことについて、現状の課題について、どのように把握し、今後対応されるのでしょうか。

市は、あいあい園に併設を検討されている、公立運営の「子ども・子育て支援施設（幼児教育センター）」による受け入れも検討する、とのことだと考えますが、このセンターの具体的構想について説明を求めます。

箕面市では重度障害児も、健常児とともに遊び、学び合い成長する豊かな幼児教育がおこなわれてきました。箕面市が長年培ってきた貴重な共生教育は、今後も希望する就学前の子どもたちに保障されるべきであります。市の見解を求めます。

<藤迫教育長 答弁>

次に、大綱6項目目の「教育、子育て、子育ち支援・子どもの貧困」についてのお尋ねのうち、1点目の「支援や配慮が必要な子どもに優しく寄り添う具体的な施策」についてですが、まず、支援の必要の有無にかかわらず、全ての子ども

の人権が尊重され、「共に学び、共に育つ」幼児教育保育を保障することが肝要であると考えています。その上で、支援が必要な児童に対しては、教育・保育を受ける上で必要な支援体制を確保するための幼稚園教諭や保育士、看護師等の職員を適切に配置することに加え、バリアフリーへの対応や環境整備等を行っています。

次に、「支援を必要とする子どもの保育を行政が保障していくことの現状の課題」については、先の川上議員へのご答弁のとおりです。

次に、「あいあい園に併設が検討されている（仮称）幼児教育センター」についてですが、市が検討を進める「あいあい園の機能強化」と「（仮称）幼児教育センターの設置」は、関連性はあるものの、それぞれが個別の課題です。「（仮称）幼児教育センター」は、すべての児童が安心できる幼児教育保育の実施に向け、市内の就学前教育保育施設で勤務する幼稚園教諭・保育士の資質の向上を目的に、幼児教育保育に関する研修、研究等を実施する組織として、その設立の検討を開始したものです。

次に、「箕面市が行ってきた共生保育」については、先にご答弁させていただきましたとおり、支援の必要の有無に関わらず「共に学び、共に育つ」教育・保育を基本に今後も引き続き実施します。

次に、オンライン学習について伺います。

すべての児童・生徒が自宅でオンライン授業を受けるための支援体制についてですが、オンライン環境の整備については、各家庭間での格差が生じないように、丁寧な調査と、環境整備のための支援を就学援助対象者に限定せず、2020年度と同様の基準でおこなうことを求めます。オンライン授業を実際に行うなかで、各家庭における環境の課題が見つかったというケースは少なくないのではと思われます。例えば、きょうだいがともにオンライン授業に臨む場合や、親がテレワークで仕事をしている場合など、別々の部屋でタブレット使用できる環境にあるのか等、あらたな環境整備が必要になるご家庭があるかもしれません。また、その他の課題もあるでしょう。オンライン授業が、格差を生まないように願いますが、市の見解をお示しください。

次に、支援を必要とする児童・生徒が、例えば板書ソフト等、当該児童・生徒

の状況に応じたソフトを用いることで、一般教室での学習に参加できるよう、これまで一貫して整備を求めてきました。現在の進捗をお伺いします。

次に、シングルマザーをはじめ、非常に育てづらい子どもの子育てをしている家庭や療育に関する支援策について、複合的な課題のある親子への支援策は、現実問題として充分といえない例があります。現状の課題と打開策について、説明を求めます。

<藤迫教育長 答弁>

次に、2点目の「自宅でオンライン授業を受けるための支援体制」についてですが、まず、インターネット通信環境の整備に関する家庭への調査については、令和2年4月に実施しており、約96%のご家庭にインターネット通信環境が整備されていることを確認しています。令和3年度に向けて、ご家庭における環境を整えていただくようお願いをしており、個別のご相談に対しても丁寧な対応を行っています。

令和3年度以降の低所得世帯への支援については、先の川上議員へのご答弁のとおりです。

次に、「支援を必要とする児童生徒の状況に応じたソフトなどの進捗」についてですが、今年度、視線のみでパソコンを操作できる視線入力装置を導入したことにより、今まで以上に、通常学級の中でともに学ぶことができました。今後は、児童生徒用のデジタル教科書の導入も検討し、支援を必要とする児童生徒の状況に応じたICT環境を整えていきたいと考えています。

次に、「複合的な課題のある親子への支援」については、要連携生活相談システムを活用し、一つの部署がキャッチした情報を関係課室が共有し、当該市民のかたが同じ説明を繰り返すことなく行政側から適切な支援につないでいく体制を構築し、属性や世代を問わない相談の受け止めに努めています。

さらに、本市の実情に合った地域づくりや市独自の支援が可能になるといったメリットを活用できる重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を開始しており、介護、障害、子ども・子育て、ひとり親、生活困窮、虐待など庁内の各分野の相談窓口を置く部署間のもとより、庁外の支援機関との連携を常に意識し、誰一人置き去りにしない支援の提供に努めてまいります。

次に、「子どもの生活・学習支援」について質問いたします。今年度、新規事業として提案されている対象者数は、一日20名となっています。受け皿的には限界があるわけですし、子どもたちの置かれている状況もさまざまであると思われます。この事業の対象とはならないけれども居場所や支援が必要な子どもたちを地域で支え合う仕組みづくりも大切であると考えます。「共助」の実践の一つと位置付けてはいかがでしょうか。現在、子ども食堂を地域で立ち上げている団体や、これから立ち上げたいと考えている人たちが、ここ数年増えている。本格的な支援ではなくても、地域の市民が集い、子どもたちが孤立しない居場所づくりを行政と連携できるよう検討できないものでしょうか。

例えば、場所の提供や空き家等のマッチング、市の施設利用料の減免、子どもたちへの情報提供等、行政が市民協働でできることがあります。東京23区内をはじめ、実践している自治体はたくさんあります。市の見解を求めます。

<藤迫教育長 答弁>

次に、3点目の「子どもの生活・学習支援」についてですが、この事業は厳しい家庭環境で育つ小学生が社会の一員として自立し生活していくために必要な力を身につけられるよう支援するものです。

子どもの居場所において夕食を提供し、食事準備や後片付け等を通して自立に向けた生活習慣づくりや宿題サポートなどの学習支援を行い、個々の子どもが抱えている課題を把握しつつ寄り添った支援の実施を行うことから、一日当たりの受入人数は20名を上限としており、1週間当たりで概ね40名程度の児童の利用を見込んでいます。

本事業は、日本財団の運営費助成でスタートした民間学童保育「b & gみのお」が本年度末で事業を終了することから、同施設・設備を活用して新たに創設する事業です。

子どもの貧困の連鎖を断ち切るためには、自助・共助・公助の視点をもって、様々な立場からの多面的な取り組みが望まれるものであり、また、限られた財源の中、地域の市民が作られている居場所への新たな支援については困難と考えています。

次に「生きる力」について、学習や体力以外に、これからの変化が激しい社会

において活かされるよう、困難な場面に遭遇しても、自ら考え、課題をみつけて解決していく力、自然に感動する心や感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観や、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考え、共感できる心や思いやりなども含まれると考えますが、箕面市教育大綱には、明確にされていません。子どもや保護者、市民に分かりやすい教育目標を共有できればよいので、明文化してはどうでしょうか。

<藤迫教育長 答弁>

次に、4点目の「箕面市教育大綱に「生きる力」を子どもや保護者、市民に分かりやすい教育目標として明文化すること」についてですが、上島市長就任後最初の教育大綱については、現在議論を進めており、お尋ねの点については、本年2月16日に開催された総合教育会議において、教育委員から提案があり、現在検討しているところです。

以上、ご答弁いたします。

7項目目に、人権施策の推進について2点質問します。

1点目に、男女協働参画の推進策についてお聞きします。

先般のオリンピック・パラリンピック組織委員会の森喜朗氏発言をきっかけに、男女協働参画社会の実現に向けて、まだまだハードルが高いという現状を再認識したところですが、今まで通りの計画や啓発では、前に進まないことを痛感しました。箕面市における男女協働参画施策の推進についての見解をお示してください。

「新改革プラン」には第三別館の人権文化部事務所をグリーンホール跡地に移転する案が掲載されていますが「女性ルーム」はどのようなのでしょうか。また相談室はどうするのでしょうか。書籍等の資料も一緒に移動させると考えてよいのでしょうか。

以前からたびたび提案しておりますが、ゼロ予算でもできることはあります。団体間の情報共有・情報交換をはかり、男女協働参画を推進していくために、男女協働市民企画講座にかかわった市内の市民や団体同士の交流会を企画してはどうでしょうか。

他市には男女協働参画センターがあります。現在の「女性ルーム」は土日が使

えないし、男女協働参画を進める団体へのバックアップなどもほとんどなく、センター機能を十分に果たせていません。今後、男女協働参画推進の拠点となるセンターの創設が求められますが、市の見解を求めます。

次に、男性職員の育児休暇の取得状況と、目標値について教えてください。

会計年度任用職員は、有給で育休取得できるのでしょうか。また正規職員と同じ処遇となっているのでしょうか。

<市長答弁>

次に、大綱7項目目の「人権施策の推進」についてのお尋ねのうち、1点目の「男女協働参画の推進策」についてですが、本市では、「第五次箕面市総合計画」において、「男女がともにいきいき暮らせる地域社会をめざします」として、男女協働参画の施策推進を掲げるとともに、「箕面市男女協働参画推進プラン」を策定し、全庁的に施策を推進しております。

次に、新改革プランにおける施設の再配置構想の中で「女性ルーム」や、「相談室」、「書籍等の資料」の取扱いについては、今後検討してまいります。

次に、「男女協働参画市民企画講座に関わった市民団体同士の交流」については、参加いただいた市民団体のかたに男女協働参画ルームの利用等呼びかけ、交流を促してまいります。

次に、「男女協働参画センター」についてですが、議員ご質問の「センター」の定義が定かではありませんが、様々な情報拠点という趣旨では、本市では人権施策室がこれに該当します。

次に、「男性職員の育児休業取得」については、令和2年度の目標値は10%ですが、すでに令和元年度に10%となり、この目標値を達成しています。

次に、「会計年度任用職員の育児休暇」についてですが、6か月以上継続勤務していれば、1日2回各30分以内または1日1回1時間以内を、無給ですが取得可能です。

2点目に、市内における過去5年間の落書きほかの差別事象の発生はどのようになっているかお伺いします。

過去の経緯や取組み等と合わせて、年度ごとの内容について説明を求めます。

また各年度に行われた具体的対応・対策と、再発防止に向けた具体的施策、市民の人権意識を高めるための取組みと、人権施策の課題についても説明を求めます。毎年、市民啓発の講座は開催されていますが、同じ取組み以上のものや、参加者を広げていくための具体策について、お示しください。

<市長答弁>

次に、2点目の「市内における差別事象の発生」についてですが、まず、平成27年度から令和元年度まで過去5年間の発生件数は、「差別につながるおそれのある問合せ等」という形での集約結果によると、計17件であります。

その対応としては、平成27年度は啓発ポスターを掲示、差別事象発生時の初動態勢等を改めて周知し、また、人事室において研修を実施しました。

差別落書きが多発した平成28年度には、箕面警察署へ被害届を提出するほか、図書館における再発防止策として防犯カメラの増設、発生しやすい時間帯の職員の増員、定期的巡回や点検強化を行いました。

また、被害者へのケアと共に、関係機関への報告、市ホームページその他で事案の公表を行い、箕面市人権啓発推進協議会との共催で人権啓発シンポジウム「わかりあおうとする社会へ」を開催しました。

平成29年度には啓発ポスターの改訂等を進め、平成30年度は、大阪府の共催と、大阪府宅地建物取引業協会北摂支部のご協力を得て、参加・体験型人権啓発講座「私から始まる部落問題」を開催、一般市民のほか宅建業者の皆様の参加を得ました。

昨年度3月には、ヘイトスピーチなども含めた人権啓発シンポジウム「わかりあおうとする社会へ」を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大により開催を本年8月に延期し開催しました。

今後も、人権協などの関係団体と共に、多種多様な企画、参加者を広げる手法について協議を進めてまいります。

8項目目に、福祉施策等についてお伺いします。

「自助・共助・公助」というふうに、自助が真っ先にきますが、すでに多く

の市民は十分に人に迷惑をかけたくない、という思いでがんばっています。格差が拡大し、単身世帯の増加と相まって、公助をしっかりと行うこと、セーフティネットが隅々に行き渡る状況であることが求められていると考えます。「公助・共助・自助」というふうに順番を考え直すことについて、市はどのようにお考えでしょうか。

また、どのような支援や行政サービスが得られるのか、どこに相談に行けばよいかわからず、行き詰まる人がおられます。いつでもどこでもSOSが出せる体制づくりが必要だと痛感します。さまざまな相談窓口があり、それぞれの相談機関、支援機関から、いかにアウトリーチできるか、が大切ではないでしょうか。

以上、ご答弁を求めます。

少子高齢、晩婚、晩産を背景に、介護や子育て等、ダブルケアの課題を考慮した社会設計が必要となっています。ダブルケアの認知や家庭の中にある複合的なケアの実態、ダブルケア時代の家族への支援策が求められています。その背景には、社会的排除や生活困窮、貧困、ジェンダーほか、複数の社会的な課題があります。「多世代型・包摂型・自治型の地域包括システム」を進めていくことについて、市の見解を求めます。

<市長答弁>

次に、大綱8項目目の「福祉施策等」についてのお尋ねのうち、1点目の「自助・共助・公助の順番」についてですが、この順番は、本人を起点とした「助け合いの方法」の並びとなっているだけであり、順番ではなく、状況によって必要な支援や助け合いが行われることが重要です。

次に、「いつでもどこでもSOSが出せる体制づくりとアウトリーチ」についてですが、顔の見える総合相談・支援モデル事業において、ささえあいステーションを設置し、どこに相談すればいいのかわからない場合も含め日常生活のあらゆるお困りごとを受け止め、適切な支援機関へつないだり、地域での交流の場づくりなどに取り組んでいます。

また、生活困窮者自立支援事業を行っている生活相談窓口においては、経済的な課題を糸口としてお困りごとを把握し、関係機関と情報共有を行い、アウトリ

一斉による複合的な課題の早期発見と迅速な支援を開始するとともに、他の支援機関と連携しながら相談者の状況にあわせて寄り添った支援による課題解決に努めています。

新型コロナウイルス感染症流行の影響で、以前のように気軽に外出したり、人に会うことが難しい状況になっていますが、「社会的孤立」状態に陥る人がないように、地域全体でお困りごとを抱えた市民を支援する体制づくりを積極的に進め、継続した支援に努めてまいります。

次に、「多世代型・包摂型・自治型の地域包括システムを進めていくこと」についてですが、重層的支援体制整備事業にこれらの考えが反映されています。

障害者市民の人権が障害のない市民と同じようにあたりまえに保障されるとともに、教育や就労、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮について、一定の法整備がなされていますが、実際には偏見や差別が払しょくできていないために、地域社会のなかでの排除や、あたりまえに暮らすための支援が行き届かない課題などを抱えています。ノーマライゼーションの実現に向けた障害者施策についての市の考え方を確認させていただくとともに、さまざまな施策の中での障害者施策の優先度について、市の見解を伺います。

<市長答弁>

次に、2点目の「障害者施策に対する市の考え方及び施策の優先度」についてですが、市では、平成6年度以来「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」及び「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害者施策を推進してきました。令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期箕面市障害福祉計画（案）」においても、この基本理念の実現に向けて諸施策に取り組んでいく考えです。

また、「施策の中での優先度」についてですが、「第6期箕面市障害福祉計画（案）」では「地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組」「権利擁護施策の推進」「就労及び日中活動の場のあり方についての取組」の3点について重点施策として取り組むこととしています。

次に、自殺対策、心のケア策についての課題と取組みについてですが、「自殺対策基本法」の改正により、市町村にも自殺対策計画を義務づけられて、箕面市では2019年に自殺対策推進計画が策定されました。自殺者の推移は毎年、減少傾向となっていました。が、単身化や、コロナ禍も重なって、今後も深刻な状況にあるといえます。

また心のケア策について、これまでも取り上げてきましたが、やはりもう一歩進めた対策が必要であると考えます。これらの課題と今後の取組みについて、あらためて伺います。

<市長答弁>

次に、3点目の「自殺対策、心のケア策についての課題と取組」についてですが、課題としては、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休職、倒産による経済的困窮、外出自粛に伴うフラストレーションならびに社会的孤立、医療職などの職種においては過労による自殺リスクへの対応等があります。これらの対策としては、事前予防、危機対応、事後対応の各段階に応じた取組みを総合的に行うことが重要です。引き続きホームページ等の媒体を通じてSNSでの相談窓口を紹介するとともに、ライフプラザの窓口や生活困窮者自立支援事業と連携し、心のケアが必要な対象者を早期に発見し、市保健師による介入を行うなど引き続き適切な支援に取り組んでまいります。

この項目の最後になりますが、学生・若者支援策について伺います。これまでも議会でさまざまに議論されてきましたが、学生・若者の中には、格差や環境、諸制度の狭間にあることから、貧困、教育機会・労働・社会保障などからの排除等、様々な局面で厳しい状況に置かれている場合があります。とりわけ、自己責任論や家族責任論が若者支援政策の拡充を押しとどめてきたともいえます。学生・若者支援についての課題や取組みについて伺います。

<市長答弁>

次に、4点目の「学生・若者支援策の課題や取組み」についてですが、高校未

進学や中退、不安定な就労状況など、困難な状況にある若年層のかたの実情を把握することと早期の支援が重要な課題であると認識しています。

適切な支援を行うために地域のネットワークの活用、高校や教育部門と福祉部門の連携を一層推進するとともに、生活困窮者自立支援事業での就労準備支援などを活用し、支援対象者一人ひとりに対し丁寧に対応するとともに、相談を受けるだけではなく、就労体験など社会参加の場の提供など、包括的な支援体制をさらに充実するよう引き続き取り組んでまいります。

9項目目に、今後の方向性について質問します。

2025年の大阪万博に関して、「大阪・関西万博のサテライト会場として名乗りを上げ、その旗振り役となって、まちづくりを進めていく」とのことですが、現在、サテライト会場には鶴見緑地、京都市、堺市、神戸市が候補地となっており、それぞれの地域にちなんだコンセプトが掲げられています。仮に箕面市が名乗りを上げる場合の予定地やコンセプトはどのようなものを想定されているのでしょうか。

<市長答弁>

次に、大綱9項目目の「今後」についてのお尋ねのうち、1点目の「大阪・関西万博サテライト会場」についてですが、万博サテライト会場の具体的な場所やコンセプト、その内容等についてはこれから検討していくこととなりますが、大阪・関西万博のホームページでは「フォーカスエリア」として「感染症の取り組み、健康寿命の延伸」「AIやロボットを活用した教育や仕事」「異文化理解の促進、イノベーションの創出」が挙げられており、大阪大学外国語学部が4月に開校し、新駅周辺の土地で「(仮称)関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター」の検討を行っている船場地域は、フォーカスされる3つのテーマのうち、既にその2つを有していることとなり、有力な候補地になるものと考えています。

想定来場者数約2,800万人、約1.9兆円と言われる経済効果を地域へ波及させ、海外から多くの観光客をいかに本市に取り込むか等について、積極的に検討してまいります。

次に、「担税力のある若い世代が住みたくなるようなまち」とは具体的にどのようなまちづくりを目指すのでっしょうか。説明を求めます。

<市長答弁>

次に、2点目の「担税力のある若い世代が住みたくなるようなまち」についてですが、本市ではこれまでの子育て施策の効果的な実施により、新市街地・既成市街地ともに子育て層の転入が続いていることから、人口は着実に増加を続け、2018年には13万8千人に達しました。また、東洋経済新報社の「住みよさランキング」においても、本市は近畿・中部地区において常に上位にランクインしています。

船場西地区は、高度経済成長期に建設された既存マンション等の建て替え需要が今後高まってくることから、北大阪急行線の延伸に伴う利便性の向上と相まって、人口流入が続くものと考えます。

今後、「子育て・教育日本一のまちづくり」を進め、子育て世代の流入促進や出産しやすい環境整備など、人口増の好循環を生み出し、また、北大阪急行線の延伸とそれに伴うバス路線網の再編による公共交通利便性の飛躍的な向上など、住宅都市の魅力を格段に高めることにより、若い世代の人口が増え続ける地盤をより強固にし、人口の増加につなげていきます。

最後の質問です。市政方針からは外れますが、気にかかる課題についての質問として、債権管理機構事務の業績加算の見直しについて、提案いたします。

箕面市の人事・給与改革の1つとして位置付けられていたと認識していますが、債権管理機構への業績加算制度は、回収額が基準回収目標額を上回った場合は、成績加算の対象となり、成績加算額に係数をかけて算出した額を、部署内で分配する仕組みとなっています。

2019年度決算では、922万円を12名で分配。1人当たり、平均76万8千円が支給されたとのこと。一方で、目標額に達しない場合は、ペナルティが求められる制度設計になっているのですが、この制度が創設されてから、ペナルティが発生したことは一度もないと聞いています。

ちなみに国民健康保険加入者が保険料納付の負担が重く、分納にて納付した場合の市の対応は、分納にて払い終えた時点で、延滞金、すなわち利息の請求が始まります。期日内に分納納付を遅延なくおこなった場合には、かつては市の裁量によって、利息の請求は行っていなかったと聞いています。そのような状況も合わせて、業績加算制度は、市役所業務には馴染まないと考えます。また、当該職員にとっても、この制度は辛いという声をたびたび聞いてきました。制度の廃止を求め、市の見解をお聞きします。

以上、多岐にわたりましたが、真摯なご答弁をお願いいたします。

<市長答弁>

次に、3点目の「債権管理機構における業績加算」についてですが、債権管理機構は、市債権の90%以上を占める市税と国保料を対象に債権回収を一元的、専属的に実施し、債権回収額の向上をめざして平成26年4月から設置しており、併せて、債権回収額の向上をめざす手法として業績加算・減算制度を導入しています。設置初年度の滞納繰越分の収納率は、市税で20.5%、国保料で21.8%であったものが、その後様々な取り組みを行うことにより年々徴収率を向上させ、令和元年度には、市税で43.4%、国保料で31.3%と、非常に高い収納実績をあげており、その結果が債権回収額にも反映されています。これは、担当する職員の粘り強い努力や頑張りがあるからこそその成果であり、業績加算制度については、職員の頑張りに報い、また業績に対する手当として必要な制度だと考えています。しかし、導入から5年が経過していることから、加算・減算率について見直す予定をしており、すでに職員組合に対しても、申し入れを行っています。

なお、「かつては市の裁量で利息の請求を行っていなかった」とのことですが、延滞金は、個別に様々な事情を抱えながらも、しっかりと納期限内に市税や国保料を納付いただいている方との公平性を期すために、法令に基づきお支払いいただくものです。業績加算・減算制度の有無には関係なく、法令等に裁量の定めのないものについてはその余地はありません。

以上、ご答弁といたします。

なお、ご質問のうち、教育委員会の事項につきましては、藤迫教育長から答弁いたします。